

(社)長野県建築士事務所協会正会員倫理規定

第1章 一般規律

(使命の自覚)

第1条 正会員は、建築士事務所が行う業務を通じて環境と技術との調和に努め、文化と産業の健全な発展に貢献するとともに社会に果たす役割を自覚し、その使命の達成につとめる。

(地域社会への貢献)

第2条 正会員は、建築士事務所が行う業務を誠実かつ公正に行い、地域社会の健全な環境づくりと生活環境の向上に貢献するとともに、地域社会の信頼と理解を得るように努める。

(自己の研鑽)

第3条 正会員は、常に品位を高め社会からの期待にふさわしい知識、能力を備えるため、常に自己の研鑽に努め、公益の立場に立って最善を尽くし、信頼を高める。

(建築法令等の遵守)

第4条 正会員は、建築基準法、建築士法、建築関連法令及び本会の定款、細則を遵守する。

第2章 依頼者との関係における規律

(情報の提供)

第5条 正会員は、依頼者に対し、自らの組織体制、業務の実績及び管理建築上の実務経験等の情報を積極的に提供し信頼と理解を得るように努める。

(不正行為等による業務受託の禁止)

第6条 正会員は、不正な行為または信頼を損なう方法・誇大な宣伝により業務の受託獲得をしない。

(違法行為の業務拒否)

第7条 正会員は、依頼者の要請があっても法令違反に当たる行為を行わない。

(公正な立場)

第8条 正会員は、依頼者の要請が公共あるいは利用者の利益に反しないよう公正な立場で誠実に業務を遂行するとともに、依頼者の正当な利益を守る。

(秘密の保持)

第9条 正会員は、依頼者について業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、または利用しない。

(業務内容の説明、業務報酬の明示及び書面契約)

第10条 正会員は、依頼者に対して委託された業務内容を適切に説明するとともに責任を明確にして、かつその報酬を明示した書面による契約を結び、正しく履行する。

(一括外部委託の禁止)

第11条 正会員は、依頼者より委託された業務の全部を一括して外部に委託しない。

(外部委託先との関係説明)

第12条 正会員は、依頼者より委託された業務の一部を外部に委託する場合は、委託する業務内容及び委託先の名称、所在地等をあらかじめ依頼者に説明し、了承を得る。

(瑕疵への対応)

第13条 正会員は、委託された業務に瑕疵が生じたときは誠意を持って対応する。

第3章 自己の建築士事務所及び他の建築士事務所との関係における規律

(業務従事者の指導監督)

第14条 正会員は、建築士事務所が行う業務に関し、業務に従事する者が違法または不当な行為に及ぶ

ことがないよう指導・監督をする。

(適正な報酬)

第 15 条 正会員は、委託された業務内容に責任を持ち、適正・妥当な報酬について依頼者に正しい理解と評価を得るように努める。

(他の建築士事務所、他の専門技術者との関係)

第 16 条 正会員は、他の建築士事務所、他の専門技術者と共同して業務を行うときは、業務の分担と責任を明確に合意したうえで、相互に信頼と協調を持って業務を遂行する。

(他の建築士事務所に対する不利益行為)

第 17 条 正会員は、他の建築士事務所が受託している業務に対し正当な理由がない限りこれを侵す行為及び著作権を侵す行為をしない。

第 4 章 工事施工者等との関係における規律

(意見の尊重)

第 18 条 正会員は、業務を行う上で、工事施工者等の専門家の意見を尊重し、その意見の整合のため充分に協議をする。

(相互信頼)

第 19 条 正会員は、工事施工者等と、関連する業務について役割と責任を明確に合意し、相互に信頼をもって業務を行う。

(利益供与)

第 20 条 正会員は、業務に関連する工事施工者等から贈与または無償の援助を受けない。

第 5 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第 21 条 この規程は、理事会の議決を経て改廃する。

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 17 日から施行する。